

紅綬褒章受賞

本年五月に本会名誉総裁表彰を受賞した高知県水難救済会の大月救難所（所長 堀淵 克文氏）と宿毛救難所（所長 浦尻 和伸氏）が、平成二十年の「秋の褒章」で紅綬褒章を受章しました。

十一月十八日に、国土交通大臣からの紅綬褒章の伝達式、天皇陛下拝謁が行われました。

受賞した救助活動の概要

平成一九年五月三十一日午後八時四十分頃、高知県幡多郡大月町南方海上において四人乗りのプレジャーボートが岩礁に激突大破し浸水沈没したとの情報を入力するや直ちに救助船を出動させ、漂流中の四人全員を無事救助しました。

現場海域は、暗礁等が散在する危険な海域で、夜間の強風下、自らの危険も顧みず海中に飛び込み救助するなど、卓越した操船技術と人命救助に対する崇高な使命感により救助したものです。



大月救難所長（左）と宿毛救難所長（右）

紅綬褒章を受賞して

高知県水難救済会

大月救難所長 堀淵 克文
宿毛救難所長 浦尻 和伸

今回、紅綬褒章をいただきましたことは、身に余る光栄なことと大変嬉しく思っております。

私どもは、我が国の周辺海域で活動を

される人々の安全を確保するために、少しでも役に立ち、力になればという思いで、日々、海難救助を行っております。海難は、いつ発生するか分からないため、日頃の救難所員の精神的な負担は大きく、また、実際に出動する時は、海上の気象海象条件が厳しいことが多く、救助を行う側にも危険を伴うものであります。

今回、受賞対象となりました私どもの海難救助も、強風下の夜間での活動でありましたが、事故なく遭難者を救助できましたのは、日頃の訓練の賜物であるとともに、人命救助という使命を何とか果たしたいという救難所員全員の強い気持ちがあつた結果と受け止めております。

今回の受賞は、私どもに大きな激励とともに、更なる新しい活力を与えて頂きました。

これからも、紅綬褒章受賞の榮譽に恥じぬよう十分に訓練を積み、一層の努力を重ねて参りたいと思っております。